

# 日本印刷個人情報保護体制認定制度 (JPPS: ジャパン プリント プライバシー システム)

## 【認定基準】

個人情報保護体制認定制度(以下「JPPS」と称する)の認定基準は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)・同法施行令(平成15年12月10日政令507号)」に基づき「個人情報取扱事業者義務等」の法的要件を満たし、さらにJIS Q 15001:2006(平成18年5月20日告示:日本工業規格)の「個人情報保護マネジメントシステム:PMS:Pマーク制度」の要求事項(但し点検・内部監査等:Check、見直し:Actは事業者の任意)に適合したシステムを全事業所に確立し、維持し、実施し、かつ改善されていることが第三者外部専門機関による調査で確認されたこと、及び審査委員会で「JPPS」のマーク使用が許諾されたことをもって認定事業者となる。

## 【JPPS・保護法・Pマーク制度の比較】

法的要件 規格要求事項	プライバシーマーク (Pマーク)	個人情報保護法	JPPS
適用範囲	1 あらゆる種類・規模の事業者	あらゆる種類・規模の事業者	印刷業者及び印刷関連事業者
用語の定義	2 JISQ15001で用いる用語の定義	個人情報保護法で用いる用語の定義	Pマークと同じ
要求事項	3.1～3.9 まで 38の要求事項	第15条～法第33条まで	Pマークとほぼ同じ (35項目)
個人情報保護方針	3.2 個人情報を保護するための方針の制定	策定・公表義務なし	Pマークと同じ
個人情報の特定	3.3.1 事業の用に供している個人情報の特定、特定するための手順の確立	定めなし (利用目的の特定のみ)	Pマークと同じ
法令・指針その他の特定	3.3.2 個人情報の取り扱いに関する法律、ガイドライン、指針の特定及び特定するための手順の確立	定めなし	Pマークと同じ

法的要件 規格要求事項	プライバシーマーク (Pマーク)	個人情報保護法	JPPS
リスク認識・分析・対策	3.3.3 個人情報取扱でのリスクの認識、漏えい・紛失等がおこらないようにするための対策	第16条 利用目的の制限 第20条 安全管理措置を講じる 第21条 従業員の監督 第22条 委託先の監督	Pマークと同じ
役割・権限・責任など組織体制確立	3.3.4 資源の用意、役割・責任・権限の周知	定めなし	Pマークと同じ
内部規定作成	3.3.5 個人情報保護のための文書の作成	定めなし	Pマークとほぼ同じ (点検・監査・見直しなし)
計画	3.3.6 教育、運用確認、見直しの計画	定めなし	Pマークとほぼ同じ (点検・監査・見直しなし)
緊急事態への準備	3.3.7 事件事故が行った場合の対応手順	定めなし	Pマークと同じ
安全管理措置	3.4.3 個人情報の管理、個人情報を保護するための対策	第15条～23条 利用目的の特定、個人情報を保護するための対策、従業員の監督、委託先の監督、第三者提供の制限	Pマークと同じ
従業員の監督	3.4.3.3 個人情報の取り扱い状況、安全管理実施状況の確認	第21条 個人情報の取り扱い状況、安全管理実施状況の確認	Pマークと同じ
委託先の監督	3.4.3.4 委託先の選定評価	第22条 委託先の選定評価	Pマークと同じ
個人情報に関する本人の権利	3.4.4.1 開示等請求の権利	第25条 開示等請求の権利	Pマークと同じ
開示等の求めに応じる 手続等	3.4.4.2～3.4.4.7 開示等請求に関する手続きの手順、通知方法	第26条～29条 開示等請求に関する手続きの手順、通知方法	Pマークと同じ
教育	3.4.5 安全管理に関する教育の実施	定めなし	Pマークと同じ
文書管理	3.5.1～3.5.2 文書の範囲、文書の管理	定めなし	Pマークと同じ
記録の管理	3.5.3 記録の管理	定めなし	Pマークと同じ

法的要件 規格要求事項	プライバシーマーク (Pマーク)	個人情報保護法	JPPS
苦情相談対応	3.6 苦情相談への対応 手順	第31条 苦情相談への 対応手順	Pマークと同じ
点検・監査	3.7 運用確認、内部監 査の実施	定めなし	実施なし (事業者の任意)
是正処置・予防処置	3.8 安全管理等に関す る改善、予防処置(ヒヤ リハットの処置)	定めなし	実施なし (事業者の任意)
代表者の見直し	3.9 代表による見直し	定めなし	実施なし (事業者の任意)
外部の審査	新規: 文書・現地審査 更新: 文書・現地審査	なし	新規: 文書・ヒアリング 更新: 更新講習受講 後、書類審査あり
認定期間	2年間	-	2年間 ただし、毎年の講習参 加必須